



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

- \*18 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則 (市町村課)
- \*19 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課)

### ○ 告示

- 394 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 395 道路の区域変更 ( " )
- 396 新道路の供用開始 ( " )
- 397 道路の区域変更 ( " )
- 398 新道路の供用開始等 ( " )
- 399 道路の区域変更 ( " )
- 400 新道路の供用開始等 ( " )
- 401 道路の区域変更 ( " )
- 402 新道路の供用開始等 ( " )
- 403 道路の区域変更 ( " )
- 404 新道路の供用開始等 ( " )
- 405 道路の区域変更 ( " )
- 406 新道路の供用開始等 ( " )
- 407 道路の区域変更 ( " )
- 408 新道路の供用開始等 ( " )
- 409 道路の区域変更 ( " )
- 410 新道路の供用開始 ( " )
- 411 道路の区域変更 ( " )
- 412 新道路の供用開始等 ( " )
- 413 道路の区域変更 ( " )
- 414 新道路の供用開始等 ( " )
- 415 道路の区域変更 ( " )
- 416 新道路の供用開始等 ( " )
- 417 道路の区域変更 ( " )
- 418 新道路の供用開始等 ( " )
- 419 平成21年度県立近代美術館の入場料 (教育委員会)
- 420 平成21年度県立博物館の使用料 ( " )
- 421 平成21年度県立紀伊風土記の丘資料館の入場料 ( " )
- 422 平成21年度県立自然博物館の入場料 ( " )

### ○ 教育委員会告示

- 2 和歌山県指定文化財の指定
- 3 和歌山県指定文化財の指定解除
- 4 昭和40年和歌山県教育委員会告示第5号 (文化財の指

定)の一部改正

### ○ 和歌山県訓令、和教委訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

- \*1 地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令 (青少年・男女共同参画課)

### ○ 訓令

- \*9 和歌山県消防学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (消防保安課)
- \*10 和歌山県防災航空センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 ( " )
- \*11 和歌山県立文書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (文化国際課)
- \*12 文化国際課に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 ( " )
- \*13 和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (地域づくり課)
- \*14 和歌山県動物愛護センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (食品・生活衛生課)
- \*15 和歌山県立仙溪学園に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (子ども未来課)
- \*16 和歌山県子ども・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (障害福祉課)
- \*17 和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (商工観光労働総務課)
- \*18 和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令 (労働委員会)

## 規 則

### 和歌山県規則第18号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県本人確認情報の利用及び提

供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（本人確認情報の提供方法）

第2条 条例第4条に規定する本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、電子計算機の操作によるものとし、その送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。

（本人確認情報の利用に係る事務）

第3条 条例別表第1に規定する規則で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事務とする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）

第4条 条例別表第2に規定する規則で定める事務は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事務とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	事 務
1 条例別表第1第1項に規定する規則で定める事務	県税に係る犯則事件の犯則疑者又は参考人の生存の事実、氏名又は住所の確認
2 条例別表第1第2項に規定する規則で定める事務	(1) 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 (2) 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 (3) 給付を受ける権利を有する者若しくは給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又はそれらの者の氏名若しくは住所の変更の事実の確認
3 条例別表第1第3項に規定する規則で定める事務	県税又はその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金若しくは滞納処分費の賦課徴収に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 ア 納税義務者、納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの納税管理人、第二次納税義務者若しくは保証人（以下「納税義務者等」という。） イ 納税義務者等の相続人 ウ 納税義務者等が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この項において「人格のない社団等」という。）を含む。以下同じ。）である場合は、当該法人（当該法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の10に規定する分割を除く。）した場合には営業を継承した法人を含む。）の役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。以下この項において同じ。）又は清算人 エ 納税義務者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者 オ 納税義務者等が譲渡した財産で、その譲渡により担保の目的となっている物の権利者 カ 納税義務者等の財産を占有している第三者及び占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者 キ 納税義務者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税義務者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者 ク 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第69条に規定する自動車税の減免の手續に係る身体障害者等又はその者と生計を一にする者 ケ 過誤納金及び還付金の還付を受けるべき者又はその相続人若しくはそれらの者から書面をもって委任を受けた者
4 条例別表第1第4項に規定する規則で定める事務	(1) 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年和歌山県条例第10号）第5条第1項の加入の申込みの受理又はその申請に係る事実についての審査 (2) 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例第13条の2第1項の脱退一時金の支給の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査 (3) 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例第17条第3項（同項第2号に規定する場合に限る。）の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 (4) 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例第17条第4項の届書の受理又はその届書に係る事実についての審査
5 条例別表第1第5項に規定する規則で定める事務	(1) 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年和歌山県条例第33号）第2条第1項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第3項の更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (3) 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条の2第1項の変更の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (4) 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定による変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

別表第2 (第4条関係)

区 分	事 務
1 条例別表第2教育委員会の部1の項に規定する規則で定める事務	(1) 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 (2) 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 (3) 給付を受ける権利を有する者若しくは給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又はそれらの者の氏名若しくは住所の変更の事実の確認
2 条例別表第2教育委員会の部2の項に規定する規則で定める事務	修学奨励金の貸与を受けた者又はその連帯保証人若しくは保護者の生存の事実、氏名又は住所の確認
3 条例別表第2教育委員会の部3の項に規定する規則で定める事務	進学奨学金等の貸与を受けた者又はその保護者の生存の事実、氏名又は住所の確認
4 条例別表第2監査委員の部に規定する規則で定める事務	請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

和歌山県規則第19号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則 (昭和54年和歌山県規則第4号) の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の5条を加える。

( 出会い喫茶等営業の届出 )

第10条の2 条例第21条の7第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 出会い喫茶等営業所における業務の実施を統括管理する者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 出会い喫茶等営業の方法
- (3) 出会い喫茶等営業の開始予定年月日

2 条例第21条の7第1項の規定による届出は、別記第8号様式による届出書に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 出会い喫茶等営業所付近の見取図
- (2) 出会い喫茶等営業を営もうとする者の住民票の写し (外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記事項証明書)
- (3) 出会い喫茶等営業所における業務の実施を統括管理する者の住民票の写し (外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)

3 条例第21条の7第2項の規定による届出は、別記第9号様式による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出が同項に規定する変更に係るものである場合にあっては、前項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付しなければならない。

4 条例第21条の7第1項又は第2項の規定による届出は、前2

項に規定する届出書及びその添付書類正副2通を知事に提出することにより行わなければならない。

( 営業禁止区域に係る施設 )

第10条の3 条例第21条の8第1項第4号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第124条に規定する専修学校 (同法第125条第1項に規定する高等課程を置くものに限る。)
- (2) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
- (3) 都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第2条第1項に規定する都市公園

( 立入りを禁止する旨を明らかにする方法 )

第10条の4 条例第21条の9第1項の規定により出会い喫茶等営業所への青少年の立入りを禁止する旨を明らかにする方法は、広告又は宣伝を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあってはその旨の文言を公衆の見やすいように表示することとし、音声により行う場合にあってはその旨を公衆の分かりやすいように音声により告げることとする。

( 従業者名簿 )

第10条の5 条例第21条の11第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 性別
- (2) 採用年月日
- (3) 退職年月日
- (4) 従事する業務の内容
- (5) 生年月日の確認方法

2 出会い喫茶等営業者は、出会い喫茶等営業に従事する者が退職した日から起算して3年を経過する日までの間、当該出会い喫茶等営業に従事する者に係る従業者名簿を備え付けておかななければならない。

( 入場禁止の表示 )

第10条の6 条例第21条の11第2項に規定する掲示は、別記

第10号様式により行わなければならない。

第11条第1項第2号中「総務企画室」を「地域振興部総務県民課」に改め、同項第3号中「子ども・障害者相談センター」を「子ども・女性・障害者相談センター」に改め、同条第2項中「別記第8号様式」を「別記第11号様式」に改める。

別記第8号様式(裏)中「(3)」を「(4)」に改め、同様式を別記第11号様式とし、別記第7号様式の次に次の3様式を加える。

別記第 8 号様式 (第 10 条の 2 関係)

出 会 い 喫 茶 等 営 業 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 { 住 所  
氏 名  
電話番号  
[ 法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称、代表者の氏名及び電話番号 ]

出 会 い 喫 茶 等 営 業 を 開 始 す る の で 、 和 歌 山 県 青 少 年 健 全 育 成 条 例 ( 昭 和 5 3 年 和 歌 山 県 条 例 第 3 6 号 ) 第 2 1 条 の 7 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 届 け 出 ます 。

出 会 い 喫 茶 等 営 業 所 の 名 称			
出 会 い 喫 茶 等 営 業 所 の 所 在 地	( 電 話 番 号 )		
<small>条例第 21 条の 8 第 1 項 各号に掲げる施設のうち 最も近いものとの距離</small>	対 象 施 設 名		
	距 離	メ ー ト ル	
<small>都市計画法第 8 条第 1 項 第 1 号に規定する地域</small>	地 域		
出 会 い 喫 茶 等 営 業 所 に お け る 業 務 の 実 施 を 統 括 管 理 す る 者	氏 名		
	氏 名 及 び 生 年 月 日	生 年 月 日	年 月 日 生
住 所 及 び 電 話 番 号	住 所		
	電 話 番 号		
出 会 い 喫 茶 等 営 業 の 方 法	営 業 時 間		
	異 性 紹 介 方 法 等		
出 会 い 喫 茶 等 営 業 の 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日		
※ 届 出 受 理 番 号	第 号		

- 備考
- 1 次 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 す る こ と 。
    - (1) 出 会 い 喫 茶 等 営 業 所 付 近 の 見 取 図
    - (2) 出 会 い 喫 茶 等 営 業 を 営 む と す る 者 の 住 民 票 の 写 し ( 外 国 人 に あ っ て は 外 国 人 登 録 証 明 書 の 写 し 、 法 人 に あ っ て は 登 記 事 項 証 明 書 )
    - (3) 出 会 い 喫 茶 等 営 業 所 に お け る 業 務 の 実 施 を 統 括 管 理 す る 者 の 住 民 票 の 写 し ( 外 国 人 に あ っ て は 、 外 国 人 登 録 証 明 書 の 写 し )
  - 2 「 異 性 紹 介 方 法 等 」 欄 に は 、 紹 介 方 法 、 料 金 体 系 そ の 他 の 営 業 内 容 を 記 載 す る こ と 。
  - 3 ※ 印 の 欄 に は 、 記 入 し な い こ と 。
  - 4 用 紙 の 大 き さ は 、 日 本 工 業 規 格 A 4 と す る こ と 。

別記第 9 号様式 (第 10 条の 2 関係)

出会い喫茶等営業変更 (廃止) 届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 { 住 所  
氏 名  
電話番号  
[ 法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称、代表者の氏名及び電話番号 ]

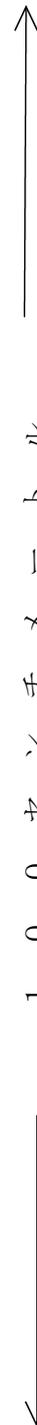
和歌山県青少年健全育成条例 (昭和 53 年和歌山県条例第 36 号) 第 21 条の 7 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業開始届出番号	第	号
出会い喫茶等営業所の名称		
出会い喫茶等営業所の所在地	(電話番号 )	
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更 (廃止) 年月日	年	月 日

- 備考 1 変更の場合にあっては、次に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付すること。
- (1) 出会い喫茶等営業所付近の見取図
  - (2) 出会い喫茶等営業を営もうとする者の住民票の写し (外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記事項証明書)
  - (3) 出会い喫茶等営業所における業務の実施を統括管理する者の住民票の写し (外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)
- 2 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記第 10 号様式 (第 10 条の 6 関係)

十 八 歳 未 満 の 方 の 入 場 は 堅 く お 断 り いた しま す 。  
和 歌 山 県 青 少 年 健 全 育 成 条 例 に よ り 、



← 30 センチメートル →

備考 横書きとしても差し支えないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第23号。以下「平成21年改正条例」という。）附則第2項の規定により読み替えて適用される平成21年改正条例による改正後の和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第21条の7第1項の規定による届出に対する改正後の和歌山県青少年健全育成条例施行規則第10条の2第1項及び第2項並びに別記第8号様式の適用については、同条第1項第3号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」と、同条第2項第2号中「営もうとする」とあるのは「営んでいる」と、同様式中「開始する」とあるのは「営んでいる」と、「営もうとする」とあるのは「営んでいる」とする。

告 示

和歌山県告示第394号

平成20年和歌山県告示第921号（道路の区域変更）で区域を変更した道路のうち海南市重根字新出前348番2地先から同市重根字湯垣387番3地先までの延長140.00メートルについては、平成21年4月1日から供用を開始する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市岡田字南山崎787番4地先から同市岡田字南山崎773番2地先まで	旧	7.00 } 11.30	79.00	
同上	新	7.00 } 11.64	79.00	

和歌山県告示第396号

平成21年和歌山県告示第395号（道路の区域変更）で区域を変更した道路のうち海南市岡田字南山崎787番4地先から同市岡田字南山崎773番2地先までの延長79.00メートルについては、平成21年4月1日から供用を開始する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 那智勝浦熊野川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町大字上長井字小和瀬向327番7地先から同市熊野川町大字上長井字瀧196番10地先まで	旧	4.30 } 18.20	835.28	
同上	旧	12.10 } 42.50	670.50	長井トンネル L=549.00
同上	新	12.10 } 42.50	670.50	長井トンネル L=549.00

和歌山県告示第398号

平成21年和歌山県告示第397号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海草郡紀美野町福田字落合68番地先から同町松瀬字瓜根431番1地先まで	旧	11.60 } 16.60	261.00	
同上	新	12.67 } 17.15	261.00	

**和歌山県告示第400号**

平成21年和歌山県告示第399号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第401号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 田辺白浜線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡白浜町堅田字上垣内1533番2地先から同町堅田字仲田1392番9地先まで	旧	6.60 } 11.00	521.68	
同上	新	8.60 } 84.50	521.68	

**和歌山県告示第402号**

平成21年和歌山県告示第401号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第403号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海南市下津町字市坪字文白472番1地先から同市市坪字文白405番1地先まで	旧	3.50 } 8.90	72.00	
同上	新	7.25 } 12.10	72.00	

**和歌山県告示第404号**

平成21年和歌山県告示第403号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第405号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 垣内貴志川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
紀の川市桃山町大字野田原字隠田1761番1地先から同市桃山町大字野田原字隠田1762番3地先まで	旧	3.60 } 12.80	156.22	

同上	新	9.20 } 16.60	156.22	
----	---	--------------------	--------	--

**和歌山県告示第406号**

平成21年和歌山県告示第405号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第407号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 垣内貴志川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市貴志川町大字岸小野字鷹巣466番13地先から同市貴志川町大字岸小野字鷹巣466番3地先まで	旧	6.00 } 17.00	73.98	
同上	新	6.00 } 22.60	73.98	

**和歌山県告示第408号**

平成21年和歌山県告示第407号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第409号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 上鞆渕那賀線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市大字赤沼田字宮ノ原352番1地先から同市大字赤沼田字宮ノ原292番1地先まで	旧	2.60 } 10.10	338.50	
同上	新	2.60 } 10.10	338.50	
同上	新	7.40 } 33.40	471.80	

**和歌山県告示第410号**

平成21年和歌山県告示第409号（道路の区域変更）で区域を変更した道路のうち紀の川市大字麻生津中宇飯盛750番4地先から同市大字赤沼田字宮ノ原292番1地先までの延長160.00メートルについては、平成21年4月1日から供用を開始する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第411号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 小豆島岩出線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市中島1283番176地先から同市中島1207番1地先まで	旧	5.30 } 11.90	798.40	
同上	新	9.20 } 18.80	798.40	

**和歌山県告示第412号**

平成21年和歌山県告示第411号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第413号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 高田相賀線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市高田字足り1812番地先から同市高田字前地1685番3地先まで	旧	3.70 } 7.00	136.40	
同上	旧	12.50 } 21.00	101.70	
同上	新	12.50 } 21.00	101.70	

**和歌山県告示第414号**

平成21年和歌山県告示第413号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第415号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 高田相賀線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
新宮市高田字大橋564番1地先から同市相賀字川内出張974番1地先まで	旧	4.30 } 18.30	1,210.50	高田隧道 L=156.90 大宮橋 L=20.00
同上	旧	9.80 } 111.00	1,218.34	下河トンネル L=216.00 高田トンネル L=833.00 新大宮橋 L=17.30
同上	新	9.80 } 111.00	1,218.34	下河トンネル L=216.00 高田トンネル L=833.00 新大宮橋 L=17.30

**和歌山県告示第416号**

平成21年和歌山県告示第415号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第417号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 野上清水線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町中田字中尾607番2地先から同町中田字中尾627番2地先まで	旧	10.40 } 18.00	200.00	
同上	新	10.40 } 26.90	200.00	

**和歌山県告示第418号**

平成21年和歌山県告示第417号（道路の区域変更）で告

示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第419号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第23項第1号の規定により、平成21年度の県立近代美術館の入場料を次のとおり定め、平成21年4月1日から実施する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別企画展入場料

(1) 「－世界遺産登録5周年記念－描かれた紀伊山地の霊場と参詣道」展

	個人	団体
一般	800円	650円
大学生	500円	400円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(2) 「自宅から美術館へ 田中恒子コレクション」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

2 企画展入場料

(1) 「生誕100年記念 浜口陽三」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(2) 「アメリカをめぐる」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(3) 「油絵の理由」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円

高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

3 小企画展入場料

(1) 「原 勝四郎」展

	個人	団体
一般	340円	270円
大学生	230円	180円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(2) 「サマー・ミュージアム」展

	個人	団体
一般	340円	270円
大学生	230円	180円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(3) 「コレクション名品」展

	個人	団体
一般	340円	270円
大学生	230円	180円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

4 常設展・「美術百科」展入場料

	個人	団体
一般	340円	270円
大学生	230円	180円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

5 4にかかわらず、平成20年度から継続する常設展・「美術百科」展については、引き続き次の平成20年度入場料を適用する。

	個人	団体
一般	310円	250円
大学生	210円	160円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人について、入場料を無料とする。
- 3 特別企画展又は企画展の入場者は、特別企画展又は企画展の入場料のみで小企画展及び常設展に入場する

ことができる。

- 4 小企画展又は常設展の入場者は、小企画展又は常設展の入場料のみで両方の展示場に入場することができる。
- 5 ミュージアムぐるっとパス関西2009を使用する場合は、常設展の入場料を無料とし、又は特別企画展若しくは企画展の入場料を団体割引の料金とする。
- 6 和歌山県立博物館の入館券を提示する場合は、当該入館券の日付が入場する当日のものに限り、入場料を団体割引の料金とする。
- 7 和歌山県立近代美術館メールマガジン会員であって、有効期限の切れていない最新号のメールマガジンをプリントアウトしたものを提示する場合は、当該プリントアウト1枚につき4人までの入場料を団体割引とする。
- 8 「城まち」1日周遊きっぷを持参する場合であって、当該券面記載の日付が入場する当日のものであるときは、入場料を団体割引の料金とする。

**和歌山県告示第420号**

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第24項の規定により、平成21年度の県立博物館の使用料を次のとおり定め、平成21年4月1日から実施する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別展入場料

- (1) 「きのくにの精華－和歌山県立博物館寄託の国宝・重要文化財－」

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

- (2) 世界遺産登録5周年記念特別展「熊野三山の至宝－熊野信仰の祈りのかたち－」

	個人	団体
一般	800円	650円
大学生	500円	400円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

- (3) 「野呂介石－紀州の豊かな山水を描く－」

	個人	団体
一般	800円	650円
大学生	500円	400円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

2 常設展・企画展入場料

	個人	団体
一般	280円	220円
大学生	170円	140円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

- 3 2にかかわらず、平成20年度から継続する企画展・「絵画を読む2」については、引き続き次の平成20年度入場料を適用する。

	個人	団体
一般	260円	210円
大学生	150円	120円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

4 音声ガイド使用料

区 分	一人(1回)
一般(大学生以上)	200円
高校生以下	100円
障害者	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人について、入場料を無料とする。
- 3 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。
- 4 ミュージアムぐるっとパス関西2009を使用する場合は、常設展若しくは企画展の入場料を無料とし、特別展の入場料を団体割引の料金とする。
- 5 和歌山県立近代美術館の入場券を提示する場合は、当該入場券の日付が入館する当日のものに限り、入場料を団体割引の料金とする。
- 6 「城まち」1日周遊切符を持参する場合であって、当該券面記載の日付が入館する当日のものであるときは、入場料を団体割引の料金とする。

**和歌山県告示第421号**

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第25項の規定により、平成21年度の県立紀伊風土記の丘資料館の入場料を次のとおり定め、平成21年4月1日から実施する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別展入場料

	個人	団体
一般	350円	290円

大学生	210円	160円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

2 常設展・企画展入場料

	個人	団体
一般	190円	150円
大学生	90円	70円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。
- 3 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。

和歌山県告示第422号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第26項の規定により、平成21年度の県立自然博物館の入場料を次のとおり定め、平成21年4月1日から

(有形文化財の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
建造物	深専寺 惣門 1棟 庫裡及び玄関 1棟 書院 1棟 附 棟札 (文政9年4月26日) 1枚	有田郡湯浅町湯浅785番地	宗教法人深専寺	有田郡湯浅町湯浅785番地
建造物	鬮雞神社 本殿(證誠殿) 1棟 附 棟札 2枚 (寛文元年6月、延宝9年3月) 各1枚 西殿 1棟 附 棟札 (元文2年6月15日) 1枚 上殿 1棟 中殿 1棟 附 棟札 (延享5年6月18日) 1枚 下殿 1棟 附 棟札 (延享5年6月18日) 1枚 八百萬殿 1棟 附 棟札 (延享5年6月18日) 1枚	田辺市湊655番地	宗教法人鬮雞神社	田辺市湊655番地
美術工芸品	那智山経塚出土品 一括	東牟婁郡那智勝浦町那智山1番	宗教法人熊野那智大社	東牟婁郡那智勝浦町那智

実施する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

常設展・特別展入場料

	個人	団体
一般	460円	340円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第2号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、平成21年3月17日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

平成21年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 湯川 力

(考古資料)		地		山1番地
美術工芸品 (考古資料)	那智山経塚出土品 銅経筒 1口 銅経筒残欠 4片 銅経筒蓋 1個 鏡像 2面 銅鏡 4面 懸仏残欠 8個 羯磨 2口	東牟婁郡那智勝浦町那智山8番地	宗教法人那智山青岸渡寺	東牟婁郡那智勝浦町那智山8番地
美術工芸品 (彫刻)	木造女神坐像 1軀	東牟婁郡那智勝浦町那智山1番地	宗教法人熊野那智大社	東牟婁郡那智勝浦町那智山1番地
美術工芸品 (彫刻)	和歌祭仮面群 面掛行列所用品 96	和歌山市和歌浦西二丁目1番20号 (一部県立博物館に寄託)	宗教法人東照宮	和歌山市和歌浦西二丁目1番20号
美術工芸品 (考古資料)	山田代銅鐸 1点	田辺市下屋敷町120番地の3 田辺市立歴史民俗資料館	田辺市教育委員会	田辺市湊1619番地の8

(民俗文化財の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
有形民俗文化財	苺萱道心・石童丸関係信仰資料 一括 (32点)	橋本市学文路542番地 学文路 苺萱堂	学文路区	橋本市学文路
有形民俗文化財	葛城山の凍豆腐製造用具一式 (21点) 附 凍豆腐関係文書 3冊	橋本市御幸辻786番地 橋本市郷土資料館	山本恵信	橋本市山田256番地

種別	名称及び員数	保持団体	所在の場所
無形民俗文化財	顯國神社の三面獅子	顯國神社三面保存会	有田郡湯浅町大字湯浅1914番地

(記念物の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
史跡	逆川王子 1所	有田郡湯浅町大字吉川字北谷925番地の4	吉川区	有田郡湯浅町大字吉川923番地の4

和歌山県教育委員会告示第3号

和歌山県文化財保護条例 (昭和31年和歌山県条例第40号) 第4条第1項の規定により、平成21年3月17日次の表に掲

げる和歌山県指定文化財の指定を解除した。

平成21年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
美術工芸品 (考古資料)	那智山経塚出土遺物	東牟婁郡那智勝浦町那智山1番地	宗教法人熊野那智大社	東牟婁郡那智勝浦町那智山1番地

和歌山県教育委員会告示第4号

昭和40年和歌山県教育委員会告示第5号 (文化財の指定) の一部を、次のように改正する。

平成21年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

告示中

熊野那智大社 奉納鏡 (古鏡 2面 和鏡 66面)	68面	熊
------------------------------------	-----	---

を

野那智大社 奉納鏡 (古鏡 2面 和鏡 63面)	65面	に改める。
-----------------------------------	-----	-------

和歌山県訓令、和教委訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

和歌山県訓令  
和教委訓令第1号  
和歌山県警察本部訓令

<p style="text-align: right;">庁中一般 振興局 保健所 警察署</p> <p>地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>平成21年3月31日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸 和歌山県教育委員会委員長 湯川力 和歌山県警察本部長 永松健次</p> <p>地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令 和歌山県訓令 地方青少年対策部規程（平成10年和歌山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第3項中「総務企画室長」を「地域振興部長」に改め、同条第4項中「総務企画室」を「地域振興部総務県民課」に改める。</p> <p>別表海草地方青少年対策本部の項中「有田警察署」を削る。</p> <p>附 則 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>平成21年3月31日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>和歌山県防災航空センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 和歌山県防災航空センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程（平成8年和歌山県訓令第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第2号中「午後零時45分」を「午後1時」に改める。 第4条の表中「午後零時45分」を「午後1時」に、「午後6時15分」を「午後6時」に改める。</p> <p>附 則 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>訓 令</b></p> <hr/> <p><b>和歌山県訓令第9号</b></p> <p style="text-align: right;">消 防 保 安 課 和歌山県消防学校</p> <p>和歌山県消防学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>平成21年3月31日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>和歌山県消防学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 和歌山県消防学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程（平成4年和歌山県訓令第3号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1号中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前8時25分から午後5時10分まで」に改め、同条第2号中「午後零時15分から午後1時まで」を「午後零時10分から午後1時10分まで」に改める。</p> <p>附 則 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p><b>和歌山県訓令第11号</b></p> <p style="text-align: right;">文化国際課 県立文書館</p> <p>和歌山県立文書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>平成21年3月31日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>和歌山県立文書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 和歌山県立文書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成5年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項第2号中「午後零時45分」を「午後1時」に改める。</p> <p>附 則 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。</p>
<p><b>和歌山県訓令第10号</b></p> <p style="text-align: right;">総 務 部 和歌山県防災航空センター</p> <p>和歌山県防災航空センターに勤務する職員の勤務時間に</p>	<p><b>和歌山県訓令第12号</b></p> <p style="text-align: right;">文化国際課</p> <p>文化国際課に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>平成21年3月31日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>文化国際課に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 文化国際課に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程（平成10年和歌山県訓令第33号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項の表休憩時間の項中「午後零時45分」を「午後1時」に改める。</p> <p>附 則</p>

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第13号

企 画 部

和歌山県世界遺産センター

和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成19年和歌山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「午前8時30分」を「午前8時45分」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第14号

動物愛護センター

和歌山県動物愛護センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県動物愛護センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県動物愛護センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成12年和歌山県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「午後零時45分」を「午後1時」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第15号

福 祉 保 健 部

和歌山県立仙溪学園

和歌山県立仙溪学園に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立仙溪学園に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立仙溪学園に勤務する職員のうち特定の業務に

従事する職員の勤務時間に関する規程（平成8年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「午後零時45分」を「午後1時」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第16号

福 祉 保 健 部

和歌山県子ども・障害者相談センター

和歌山県子ども・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県子ども・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県子ども・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程（平成7年和歌山県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県子ども・女性・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程

第1条中「和歌山県子ども・障害者相談センターに」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センターに」に、「和歌山県子ども・障害者相談センター所長」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長」に改める。

第2条第1項第2号中「午後零時45分」を「午後1時」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第17号

商 工 観 光 労 働 部

和歌山県公営競技事務所

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成18年和歌山県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表休憩時間の項中「午前10時45分」を「午前11時」に、「午前11時45分」を「午後零時」に、「午後零時45分」を「午後1時」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

#### 和歌山県訓令第18号

庁中一般

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程（昭和63年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（組織）

第1条 和歌山県労働委員会事務局（以下「事務局」という。）に、審査調整課を置く。

（審査調整課の任務及び所掌事務）

第2条 審査調整課は、労働者と使用者との労使関係の安定を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 事務局の企画及び調整に関すること。
- (2) 労働委員会及び事務局の会議に関すること。
- (3) 委員及びあっせん員候補者に関すること。
- (4) 労働組合の資格審査及び証明に関すること。
- (5) 不当労働行為に関すること。
- (6) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定による認定及び告示に関すること。
- (7) 労働協約の地域的拘束力及び一般的拘束力の適用に関すること。
- (8) 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条の規定による請求に関すること。
- (9) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。
- (10) 争議行為発生の届出及び予告通知に関すること。
- (11) 個別労働紛争に係る相談及びあっせんに関すること。
- (12) その他任務の達成に必要なこと。

第3条を削る。

第4条第1項の表中「当該課」を「課」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第1項中「主務課長」を「課長」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。